

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

車種	普通乗用自動車(4WD)
ミッション	A T
台数	1台
総排気量	2,000cc以下
車両寸法	全長4,000mm×全幅1,700mm×全高1,700mm程度
最低地上高	170mm以上
乗用定員	5人
ドア数	5枚
車体カラー	塗装はハイソリッドカラーを使用し、車両全体を黄色(日本塗料工業色G4-346、標準色の改正があった場合はこれを相当する塗色)を用い、下塗り1回、中塗り1回、上塗り2回を行う。両側面と後面に15cmの帯状かつ水平の白色帯を設ける。フロントバンパー及びリアバンパーは白と赤のストライプを公安委員会の緊急自動車及び道路維持作業車の仕様に合致するように塗色する。
指定文字等	車両側面の白色帯前部から「横浜市徽章(ハママーク)横浜市道路パトロールカー」と記入し、両サイド前席ドア下部に旭土木事務所と記入する。フォント及びサイズは黒色丸ゴシック体(一文字13cm×13cm)とする。
装備品(別紙可)	①エアコン②時計③バックブザー④エアバッグ(運転席、助手席) ⑥標準工具⑦サイドバイザー(前・後)⑧ABC消火器⑨ETC車載器(セットアップ込)⑩間欠式ワイパー(フロント)⑪カーナビゲーション(CD・AM・FMラジオ及びバックモニター含む)⑫ABS ⑬セイフティパッケージ⑭パワーハンドル⑮パワーウインドウ⑯スタッドレスタイヤ(アルミホイール付)一式⑰リアワイパー⑱ドライブレコーダー(フロント・リア)⑲アクセサリースOCKET
特別装備	①シートビニール張り(厚さ0.2mm以上)②ラバーマット(防水仕様)③散光式警光灯(赤色・黄色・スピーカー・天井補強・ブーメラン型・パトライトAXS12LKF同等品)④電子サイレン(前方20mで90~120ホーン)
改造	①スピーカー及び警光灯は屋根上部に取付 ②装備品スイッチ類は運転手が操作できる位置に取付 ③CDについては、車内・車外切替スイッチを取付
例示車種	ダイハツ ロッキー X・トヨタ ライズ G (同等品とする場合は発注課に確認し、発注課の承認を得ること。)
その他参考事項	現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約15,000km ドライバーの状況 : 専任 <u>複数人</u> (どちらかに○) 九都県市指定低公害車 : 適合

	神奈川県陸運局事務所への車両登録及びそれに付随する車庫証明・車両検査は賃貸人において行う。
--	---

- 2 物品納入期限 令和5年4月12日
- 3 借入期間(本年度分) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 借入月数(本年度分) 12か月
- 5 予定借入期間 7年間
及び最終日 令和12年3月31日
- 6 物品保管場所 所在地 横浜市旭区今宿東町1555
名称 横浜市旭区 旭土木事務所
TEL (045) 953-8801

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料、車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃借料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注局課

所在地 横浜市旭区今宿東町1555

担当者 旭区旭土木事務所 TEL : 045-953-8801

小泉 FAX : 045-952-1518

○本市徽章

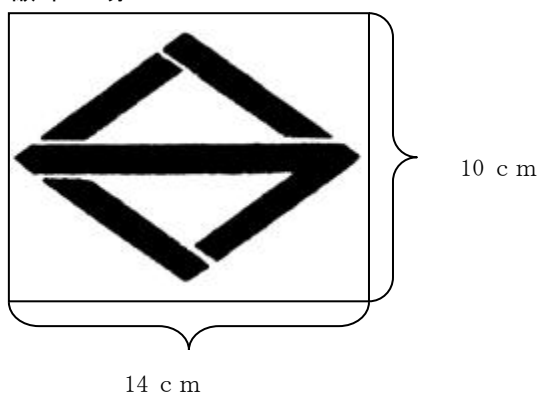
明治 42 年 6 月 5 日

告示第 44 号

本市徽章ヲ次ノ通り相定ム

地質 白

徽章 赤



寸法割合

高サハ横ノ 100 分ノ 70

線幅ハ横ノ 100 分ノ 8

線隙ハ線幅ノ 4 分ノ 1